

令和3年度 子ども活動支援補助金 募集要項

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもたちのスポーツや外遊び等、身体を動かす機会が減少しております。その中で、子どもや親子に対し、運動・あそびの機会を提供し、子どもたちの健全な心身の育成に寄与する取り組みを行う市区町村に対し、「子ども活動支援補助金」を支給いたします。

【概要】

■支援対象	自治体・地方公共団体（市区町村）
■申請者	首長名（市長、区長等）で申請 連絡先窓口は、申請内容により「スポーツ推進課」「文化・スポーツ推進室」「子育て支援課」等
■金額	一律 50 万円 一自治体につき一度の支給（令和3年度 20 自治体予定）
■内容	子ども用スポーツ遊具・用具購入、子どもや親子を対象とした運動事業の活動経費等 （子どもは、乳幼児から小学6年生までを指す）
■対象期間	令和3年度中（令和4年3月31日までの活動及び購入）

【補助金対象内容】

- ・市区町村の子ども用遊具・用具購入 ー 例) 公園の遊具や体育館の子ども用スポーツ用具等
 - ・保育園・幼稚園・小学校等での子どもの運動あそびに必要な備品・消耗品等
 - ー 例) 園内遊具、人工芝あそびスペース設置、運動あそびに必要な物品等
 - ・子どもや親子を対象とした事業の経費（主催、委託は問わないが、委託の場合は自治体の管理下における組織）
 - ー 例) 親子ふれあい体操教室、運動あそび事業、子育て支援との連携事業等 経費全般
- ※現在実施している活動についても対象となります。
- ・その他 ー 財団事務局までお問合せください。

【交付事例（令和2年度）】

- ・大阪府羽曳野市様 市内公立保育園5か所における室内運動具（跳び箱・平均台）の購入
- ・京都府長岡京市様 市内公立保育所2か所における園庭遊具（滑り台・ブランコ）の交換・修繕 他



←清水理事長（写真左）より、
羽曳野市長（写真右）へ目録贈呈

補助金にて購入された跳び箱(羽曳野市)→



令和3年度 子ども活動支援補助金 手続き

申請

所定の申請書（弊財団 HP より取得）に必要事項を記入のうえ、メール添付もしくは郵送にて提出。
申請は**令和3年度中 随時受付**（令和3年度中に報告書が提出できるまで）。

申請後

申請書をもとに随時財団内で選考を行い、交付を決定。
選考結果は担当窓口へ通知し、口座振込にて入金を行う。

交付決定後

1. 義務・条件

該当事業実施の際、ポスター（財団より提供）を掲示し、参加者に補助金を受けて実施している旨を伝える。併せてチラシ、広報誌、ウェブサイト等、出来る範囲で補助金を受けている旨の広報を行う。

2. 事業報告

令和4年3月末日までに報告書類を提出。
（3月末日までの活動であっても、その時点での報告を行う。）

3. 情報公開について

補助金交付が決定した自治体については、個人情報以外の箇所を財団ホームページ等で公開致します。

■ 申請・問い合わせ先

公益財団法人ライフスポーツ財団

〒564-0063 大阪府吹田市江坂町 1-23-43 ファサード江坂ビル 7階
TEL 06-6170-9886 Fax 06-6170-9887 E-mail info@lsf.or.jp

お気軽にお問い合わせください。